

空港用ロータリー除雪車
(300kW 級 (400PS 級))

仕 様 書

令和7年7月
岩 手 県

空港用ロータリー除雪車仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、花巻空港における滑走路等の除雪作業に使用するロータリー除雪車（300kW 級（400PS 級））に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、空港除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

(2) 適用法令

納入機は、「道路運送車両の保安基準（運輸省令昭和 26 年第 67 号）」に適合するものでなければならない。

また、納入機は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付、建設省経機発第 249 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。

(3) 納入場所等

納入機の納入場所及び納入期限は下記のとおりとする。

納入場所：花巻空港事務所（花巻空港除雪車庫）

納入期限：令和 8 年 12 月 25 日

(4) 納入機の保守、点検、修理等

ア 修理、整備

物品供給人（以下「乙」という）は、速やかに修理、整備を行えるよう、花巻空港事務所長（以下「甲」という）の依頼後、概ね 1 時間以内（※ 1）に来所できる距離の範囲で体制を整えるものとする。

ただし、乙がこれに対応できない場合には、乙がこれを行える業者（以下「業者」という）を選定すること。

（※ 1）概ね 1 時間以内とする理由

- ・ ロータリー除雪車による滑走路等の除雪は、航空機の運航と安全確保に特に大きな影響を与えるものであり、航空機の離発着の合間（概ね 1 時間）に除雪を完了しなければならないため。

イ 部品、消耗機材の納入

乙は、除雪装置の補修部品及び消耗機材を原則として常備することとし、甲又は業者が発注した場合には速やかにこれを納入するものとする。やむを得ず対応できない場合は、発注から 7 日以内に納入すること。

ただし、乙がこれに対応できない場合は、上記事項を満足する代理店等を選定すること。

2 性能

- | | | |
|------------------------------|----------|----|
| (1) 最大除雪量（JIS D6509 最大除雪量試験） | 3,400t/h | 以上 |
| (2) 投雪距離 | 0～40m | 以上 |
| (3) 最大除雪幅 | 2,600mm | 以上 |

- | | | |
|--|----------|----|
| (4) 走行速度 | 0～40km/h | 以上 |
| (5) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 7.0m | 以下 |
| (6) 騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、
機関最高回転速度の80%、運転室扉窓密閉にて） | 85dB（A） | 以下 |

3 所要諸元

- | | | |
|-------------------|-----------|----|
| (1) 全長（走行姿勢） | 9,200mm | 以下 |
| (2) 全幅（除雪装置含む） | 2,600mm | 以下 |
| (3) 全高（黄色回転灯上端まで） | 3,600mm | 以下 |
| (4) 最低地上高 | 250mm | 以上 |
| (5) 車両総質量 | 19,500 kg | 以下 |
| (6) 乗車定員 | 2人 | 以上 |

4 車体諸元

- | | | |
|---|---------------------------|--|
| (1) 形式 | 全輪駆動、車体屈折式、リヤワンエンジン形 | |
| (2) 機関形式 | 水冷、直接噴射式、ディーゼル機関 | |
| (3) 定格出力 | 300kw（400PS）以上 | |
| (4) タイヤ | 全輪スノータイヤ | |
| (5) 懸架装置 | | |
| 形式 | 後車軸もしくは前後車軸に緩衝式懸架装置を有すること | |
| (6) かじ取り装置 | | |
| 形式 | 油圧式車体屈折機構式 | |
| ハンドル位置 | 左側 | |
| (7) けん引装置 | | |
| 形式 | 固定式 | |
| 容量 | 7t以上 | |
| (8) 運転室 | | |
| 構造 | 全鋼製密閉形 | |
| 室内寸法 | 定員乗車時に十分な空間を確保すること | |
| 扉 | 左右各1枚 | |
| 窓（前後） | 熱線入り合わせガラス | |
| 窓（側面） | 熱線入り合わせガラス | |
| (9) 排気系統の末尾には、引火防止器を取り付けること。ただし、排気管からの火の粉が出ないことについて当該車両製作者等が証明している車両はこの限りでない。 | | |

5 除雪装置

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 形式 | ツーステージ形、ロータリ装置 |
| (2) オーガ装置 | |
| 形式 | リボンスクリュー形・チップレス |

安全装置	シャーピン式（脱落防止装置付）
(3) ブロア装置	
形式	5 枚羽根、遠心式
安全装置	シャーピン式（脱落防止装置付）
(4) 除雪装置昇降装置	
形式	4 点支持平行リンク式
切刃最大地上高	300mm 以上
切刃最大切込深	100mm 以上
(5) ブロワケース	
形式	放出角可変型
投雪角度調整範囲	右 40 度～左 50 度以上
(6) シュート	
形式	支持枠固定、旋回・伸縮起倒式
旋回角度	200 度以上
(7) 雪こぼれ防止版	
形式	固定式
数量	左右各 1 式
(8) 支持車輪	
形式	除雪装置の設置状態を調整可能な形式であること
種類	ソリッドゴムタイヤ
数量	2 個
(9) 安全装置	オーガ空転防止装置を設けること
(10) 操作方式	各種レバーによる操作（ジョイスティックレバー）

6 計器類

(1) 運行記録計（90km/h 速度計、機関回転計付、7 日計及び 26 時間兼用）	1 式
(2) アワメータ	1 式
(3) 油圧計又は油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）	1 式
(4) 油温計又は油温警告灯（走行用油圧回路用）	1 式
(5) 燃料計	1 式
(6) 水温計	1 式
(7) 充電警告灯	1 式
(8) 機関油圧計又は警告灯	1 式
(9) その他標準計器類	1 式

7 照明装置類

(1) 補助前照灯（淡黄色）	2 個
(2) 前方作業灯	1 以上
(3) 黄色回転灯（散光式）	1 以上

- | | |
|----------------|------|
| (4) 後方作業灯 | 1 以上 |
| (5) 大型後部反射器 | 1 式 |
| (6) その他標準照明装置類 | 1 式 |

8 無線装置

陸上移動用無線機	1 式
----------	-----

(車載型、最大出力 5W 以上 50W 以下、免許関係書類作成含み)

* 当該無線機は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 4 条の規定に基づく総務大臣の免許を受けた機器であること。

また、空中線マグネット式とし、車内にはスピーカーを装備すること。

9 付属装置及び付属品

納入機には、以下の付属装置等を備え付けること。なお図書類は納入に併せて甲に提出すること。

- | | |
|---|-----|
| (1) バックブザー（後方 1m において、音圧 80 dB (A) 以上） | 1 式 |
| (2) カーヒーター | 1 式 |
| (3) 冬用ワイパーブレード(全部)・ワイパー前後面電動式 | 1 式 |
| (4) ウインドウォッシャー（前面・後面、電動式） | 1 式 |
| (5) バックミラー（熱線入り） | 2 個 |
| (6) ルームミラー | 2 個 |
| (7) アンダーミラー（フロント 2、リア 1、サイド 1 またはフロント 1、リア 1、サイド 2） | 1 式 |
| (8) 消火器（ABC 粉末、1.8kg 以上） | 1 本 |
| (9) シートベルト（全席） | 1 式 |
| (10) 非常信号用具（発炎筒 1、赤旗 1、携帯用赤色電灯 1） | 1 式 |
| (11) カーラジオ | 1 個 |
| (12) 床マット | 1 式 |
| (13) ランプステッカー 詳細は打ち合わせとする。 | 1 式 |
| (14) 予備シャーペン（全種類各 10 本） | 1 式 |
| (15) 予備支持車輪 | 2 本 |
| (16) その他標準付属品 | 1 式 |
| (17) 標準付属工具 | 1 式 |
| (18) 取扱説明書 | 1 部 |
| (19) 製作仕様書（外形図含む） | 1 部 |
| (20) 部品表 | 1 部 |
| (21) 履歴簿 | 1 部 |

10 塗装

ボディ塗装色は、「国土交通省建設機械塗装基準（平成 25 年 8 月 1 日付、国総公第 55 号）」に準拠して行う他、詳細は打ち合わせとする。

11 表記

記入文字及び寸法並びに記入箇所の詳細は打ち合わせとする。

12 完成検査（検収）

甲は、納入機の納入があった場合において、物品検収員をして、乙または乙の指定する者の立合いの上、納入機の完成検査（検収）を行う。

乙は、十分な慣らし運転完了後、完成検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外觀、溶接、その他組み立て状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

13 保証

納入後 1 か年以内に設計製作上の欠陥による故障その他の隠れた瑕疵が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 か年以上に渡る場合はそれを適用する。

なお、特に重大な故障が発生した場合は、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議の上、乙に無償修理を行わせることがある。

14 その他の事項

（1）製造期日等の指定

納入機は、納入期日 1 か年以内に製造されたもので、新品でなければならない。

（2）黄色回転灯の取付方法の指定

黄色回転灯（以下「回転灯」という）の取付方法は、次のとおりとする。

ア 回転灯の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付、建設省機発第 473 号）」に準ずるものとする。

イ 回転灯は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、回転灯の重量、振動に耐えられるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

（3）提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。